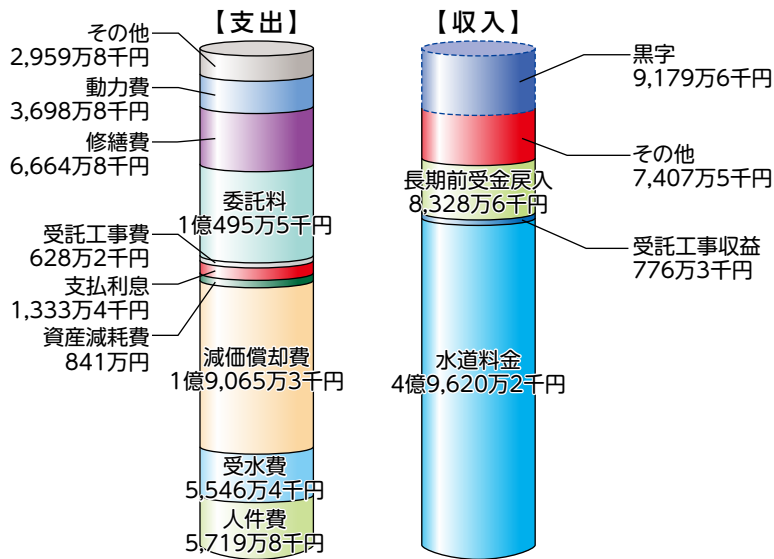


水道事業は独立採算制

水道事業は、「地方公営企業」として法律により税金を使わずに、使用者の皆さまからいただく水道料金により運営するように定められています。これを「独立採算制」といい、税金や国などの補助金などで運営される町の会計とは全く違った運営形態となっています。また、会計方式は企業会計方式をとっており、「収益的収支」と「資本的収支」の2本立てで会計処理し、民間企業のように財務諸表と呼ばれる「損益計算書」や「貸借対照表」を作成しています。

収益的収支（税抜き）

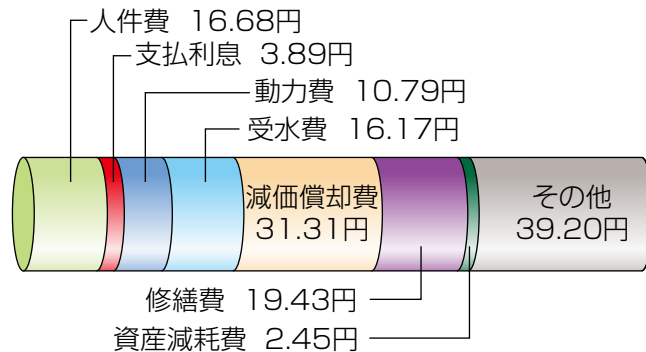


令和5年度は、収入の柱である水道料金収入が4億9620万2千円で、令和5年4月から水道料金を改定した一方、物価高騰対策として4か月間の基本料金の減免を行った影響により、前年度比3614万2千円の増額となりました。その他、受託事業の増加により受託工事収益が776万3千円、前年度比690万1千円の増額となり、営業収益は5億787万3千円で、前年度比4280万7千円の増額となりました。また、長期前受金戻入は8328万6千円を計上し、前年度比55万8千円の増額となりました。

給水原価と供給単価

給水原価とは、水1m³を作るのに必要な費用のことで、令和5年度決算では139.92円になりました。一方で皆さまからいただいている1m³当たりの水道料金（供給単価）は、同決算では144.69円となり、供給単価が給水原価を約5円上回りました。しかし、今後老朽施設の更新に伴い減価償却費が増加し、給水原価が上昇する見込みです。

水道水1m³当たりの給水原価の内訳



資本的収支（税込み）

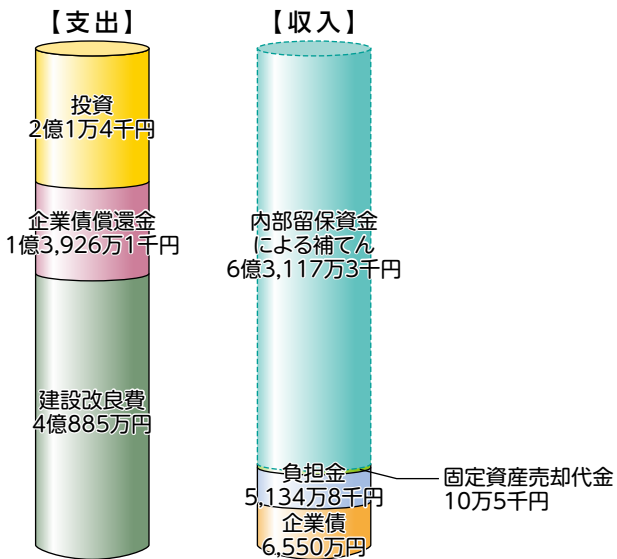
収入は、企業借入金金が6550万円で、前年度比3520万円の減額となったほか、町の事業などに伴う工事負担金、水道を新規に開設する際に必要となる加入分担保金や給水装置負担金などが5134万8千円で、前年度比2351万5千円の減額となりました。

この経営戦略に基づき、今後の更新需要等を見据え、収益の根幹である給水収益を確保するために、上下水道運営委員会を開催し、水道料金の適正な水準や料金体系について検討を行いました。議会の承認を得て令和5年4月から、水道料金の改定を実施しています。

令和6年度の主な事業予定

安定給水を図るため、基幹管路の耐震化として東本庄〜新島地区基幹管路更新工事、老朽管の更新として町道大中一見線老朽管更新工事等を行います。

資本的収支（税込み）



額となり、合計1億1695万2千円で、前年度比3億5861万1千円の減額となりました。支出については、基幹管路の更新、老朽管の布設替・改良などを行い、建設改良費は4億85万円で、前年度比1億9472万8千円の増額となりました。また、企業債の元金償還分が1億3926万1千円で、投資有価証券として2億円支出しました。

今後の事業展望

水道事業では、コスト削減を徹底して進めてきましたが、給水収益は、節水機器の普及によ

用語解説（上下水道共通）

収益的収支 水道料金や下水道使用料による収入と、水を作ったり家庭に送ったりするための維持管理経費、汚水を処理したり、雨水を適切に排除したりするための維持管理経費などを中心とした営業活動の収支。

受託工事（事業）収益 依頼を受けて実施する配水管や下水道管の移設などによる収益。

長期前受金戻入 償却資産の取得または改良に伴い収入する国庫補助金や工事負担金などを「長期前受金」として負債（繰延収益）に一旦計上し、その中から当該年度の減価償却見合い分を収益化したもの。収益として計上していますが、資金の裏付けはありません。

人件費 上下水道事業所で働く職員の給与・賃金など。

減価償却費 施設の資産価値の減少分。将来、老朽化した施設を更新するための財源となります。

資産減耗費 廃棄する固定資産の残存帳簿価額及び廃棄に係る費用です。

支払利息 施設建設の際に借りたお金（企業債）の利息です。

受託工事（事業）費 依頼を受けて実施する配水管や下水道管の移設などに要する費用。

委託料 集金・検針業務や下水道管の点検、システムの保守にかかる費用など。

修繕費 水道管や下水道管の修理や古くなったメーターの交換などにかかった費用など。

動力費 浄水場やポンプ場のポンプなどを動かすための電気代や重油の購入費用。

その他 水を作るために必要な薬品購入費、納付書などの郵送料や手数料などの事務的経費。

資本的収支 古くなった上下水道施設の改良や新しい施設をつくるために必要な資金の収支。

負担金（資本的収支） 建設または改良工事のための工事負担金や新たに水道水を使う時に支払っていただいた加入分担保金や給水装置負担金、下水道事業受益者負担金など。

企業債 建設または改良工事の資金に充てるためにする地方債（借入金）で、民間企業における社債などがこれに当たります。

※用語解説はP9に続く